

令和2(2020)年度 社会福祉法人共働福祉会 法人事業計画

○はじめに

本年度は法人設立15年の節目となる年を迎える。2019年度の法人事業計画の施設設備整備として、①グループホームの建設 ②久松共働センター作業棟の新設 ③福山共働センター隣接地の購入 の3つを掲げ、どれも完了することができた。2020年度はこれらを十分に活用し、さらに発展性のある事業運営を行っていく。その中においても、利用者が安心して暮らし活動ができるように職員体制を充実させるとともに、各々の職員が志を高くもち、そして学びを積み重ねることにより、自信をもって障害福祉サービス事業における役割を果たすことが求められる。

○共同生活援助事業・短期入所事業について

2020年度の初日 4月1日開設の共同生活援助事業・短期入所事業「宇宙(そら)」は、当法人として長年望まれていた入居型のサービスである。福山市が行なう施設整備事業の力を借りながら約5か月の工期を経て2020年2月末 無事に竣工することができた。事業開始後は、まずは利用者が望む生活が確保され、その上で安定的な事業運営にむすびつけることが必須事項とされる。そして皆様からのご希望に沿うべく、第2第3のホーム開設に向けた準備をすすめていく。

○人材の確保と育成

昨今の雇用・求人情勢は非常に厳しいものがあるが、今春卒業の大学生4名が入社してくる。採用方法として大手人材広告企業のアドバイスを受けながら、セミナーやウェブ上においてエントリー管理を行うシステムを導入し、採用にむすびつけることができたことの影響は大きく、今後もこの形を継続していき魅力ある人材の雇用につなげていく。それと同時に、新入社員に対する教育をマニュアル化することで、早く事業所になじむことができるような体制を築いていく。

既存の職員に対しては、処遇改善手当での受給を継続すること、資格取得の申し込みや講習参加がより手軽にでき、それにより処遇が改善される体制をつくること、業務目標と成果シートによる自己評価と評定による結果が処遇面に反映される形をつくることが取り組むべき内容として挙げられる。

○久松共働センター

・就労継続支援B型

新作業棟において充実した授産活動が期待できる。乾燥野菜の充填作業を中心とした既存の作業に加え飲料自動販売機の充填など新しい作業も行う予定。また生活面では本館から離れた分、配膳、掃除、洗濯なども自主的に行う必要があるため利用者の意欲の向上にむすびつくとも考える。

・生活介護

同じ建物内で2階から1階(旧就労B作業室)に移動。専用室の広さは1.6倍になるため余裕をもった活動ができる。また室内をカーテンで3つに仕切り最大3チームで別々のプログラムができるようにする。このことは、利用者の特性にあった動きがとれるとともに、大人数が苦手な方にとっては落ち着いてすごせる環境の確保につながる。

- ・放課後等デイサービス

定員を10名から20名に変更。これにより慢性的に定員オーバーとなっている状況を回避することができるようになるとともに、増加する利用ニーズに対応することができる。また前述のとおり、生活介護が1階に移動するため、追加で隣の旧生活介護室を専用の活動の場として使用できるようになる。3倍近くのスペースを確保することができ、主に運動系プログラムの充実が図られるようになる。また最大4チームで活動できるように仕切りが施され、こちらも生活介護と同様に個々の児童に応じたプログラムを実施できるようになる。

○福山共働センター

- ・2019年夏に隣接地を購入。3年後を目途に新しく建物を造設し、生活介護事業を移動させて、定員増と活動スペースの確保を図る。併せて放課後等デイサービスを開設して、総合的な通所施設として充実させていく予定である。同時に既存のプレハブを撤去し、そちらを駐車スペースとして活用していくよう考えている。

また、既存の建物の土地については有償の借地であるが、今後の事業展開を考えると入手しておく必要がある。検討を行い、実現につなげていきたい。

2020年度も役職員一体となり事業計画の実現に向けて邁進してまいります。

1. 法人が行う事業

(1) 事業種別

- (ア) 第2種社会福祉事業

(2) 種類及び名称

- (ア) 久松共働センター 就労継続支援 B 型
- (イ) 久松共働センター 生活介護
- (ウ) 久松共働センター 特定相談支援事業
- (エ) 久松共働センター 障害児相談支援事業
- (オ) 放課後等デイサービス サニーぷれいす
- (カ) 福山共働センター 就労継続支援 B 型
- (キ) 福山共働センター 生活介護
- (ク) 共同生活援助事業 宇宙 (そら) 令和2年4月1日開所
- (ケ) 短期入所事業 宇宙 (そら) 令和2年4月1日開所

(3) 管理者

戸田 榮次 以下6事業所管轄

- (ア) 久松共働センター 就労継続支援 B 型
- (イ) 久松共働センター 生活介護
- (ウ) 久松共働センター 特定相談支援事業
- (エ) 久松共働センター 障害児相談支援事業
- (ク) 共同生活援助事業 宇宙 (そら)
- (ケ) 短期入所事業 宇宙 (そら)

戸田 昌良
(オ) 放課後等デイサービス サニーふれいす

小池 政代 以下2事業所管轄
(カ) 福山共働センター 就労継続支援 B型
(キ) 福山共働センター 生活介護

(4) 法人本部所在地
福山市久松台3丁目1番39号

2. 役員・評議員の状況

(役員) 理事6名 監事2名

| | |
|-----|-------|
| 理事長 | 戸田 榮次 |
| 理事 | 戸田 榮次 |
| | 中澤 則之 |
| | 瀧口 清美 |
| | 小迫 紀澄 |
| | 戸田 清二 |
| | 松山 健 |
| 監事 | 江草 克己 |
| | 江草 和広 |

(評議員) 7名

| |
|--------|
| 野村 守 |
| 広川 昌彦 |
| 三島 麗子 |
| 高橋 宏治 |
| 品川 裕見子 |
| 丸尾 富美子 |
| 藤原 大輔 |

3. 行事等実施計画

| | | |
|------|-----|-------------------|
| 令和2年 | 6月 | 理事会の開催 |
| | 6月 | 評議員会の開催 |
| | 11月 | 監事等研修会 |
| | 12月 | 理事会の開催 役員懇親会開催 |
| 令和3年 | 3月 | 理事等研修会 |
| | | 理事会の開催 |
| | | 評議員会の開催 |

以上

令和 2 (2020) 年度 社会福祉法人共働福祉会

久松共働センター事業計画

1. 所在地

広島県福山市久松台 3 丁目 1 番 39 号

2. 利用定員

○障害福祉サービス事業

- ・生活介護 20 人
- ・就労継続支援 B 型 20 人

○障害児通所支援事業

事業所名：サニーふれいす

放課後等デイサービス 20 人

○福山市地域生活支援事業

- ・日中一時支援事業 10 人

3. 職員定数

・生活介護

| | | | |
|-----|----------|-----------|----------------|
| 管理者 | 1 人 (兼務) | サービス管理責任者 | 1 人 (兼務) |
| 看護師 | 1 人 (兼務) | 生活支援員 | 15 人 (内 4 人兼務) |
| 調理員 | 1 人 (兼務) | 医師 | 1 人 (嘱託) |

・就労継続支援 B 型

| | | | |
|-----------|----------|-----------|----------|
| 管理者 | 1 人 (兼務) | サービス管理責任者 | 1 人 (兼務) |
| 生活支援員 | 1 人 | 職業指導員 | 4 人 |
| 目標工賃達成指導員 | 1 人 | 調理員 | 1 人 (兼務) |
| 医師 | 1 人 (嘱託) | | |

・放課後等デイサービス

| | | | |
|------|----------|-------------|----------|
| 管理者 | 1 人 (兼務) | 児童発達支援管理責任者 | 1 人 (兼務) |
| 指導員等 | 10 人 | 医師 | 1 人 (嘱託) |

・日中一時支援

| | | | |
|-----|----------|-----|-----------|
| 管理者 | 1 人 (兼務) | 指導員 | 11 人 (兼務) |
|-----|----------|-----|-----------|

※指導員は障害福祉サービス事業と兼務 開所日に 2 名ローテーション勤務

(日中一時支援開所日は 障害福祉サービス事業は休業日)

・特定相談支援事業 障害児相談支援事業

| | | | |
|-----|----------|---------|----------|
| 管理者 | 1 人 (兼務) | 相談支援専門員 | 1 人 (専任) |
| | | 相談支援専門員 | 1 人 (兼務) |

4. 事業開始予定年月日

| | |
|------|------------|
| 事業開始 | 2020年4月1日 |
| 事業完了 | 2021年3月31日 |

5. 事業運営基本計画

1. 別紙年間活動計画書に基づき年間を通して目標を達成できるよう努める。
2. 防災避難訓練等を実施し、非常事態に備える。
3. 年2回健康診断を行い、健康管理を行う。
4. 職員研修をはじめ、各種研修会に参加し職員の質の向上に努める。
5. 各種苦情にも積極的に取り組み、利用者や家族に信頼される施設を目指す。
6. 住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、それぞれの能力に応じた支援計画を作成し支援する。

6. 利用者の処遇

1. 運営の方針

- (1) 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえて個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービス、障害児通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービス、障害児通所支援を提供するものとする。
- (2) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った障害福祉サービス、障害児通所支援の提供に努めるものとする。
- (3) 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町、他の障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業を行う者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- (4) 前3項のほか、以下に定める内容、その他関係法令を遵守し事業を実施するものとする。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）
（平成17年11月7日法律第123号）

- ・障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）
- ・障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第28号）、

○児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）

- ・児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
（平成24年2月3日厚生労働省令第15号）
- ・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
（平成24年3月13日厚生労働省令第29号）

2. 障害福祉のサービスの内容

- (1) 生活介護

- ① 食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援
- ② 軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供
- ③ 前2項を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援
- ④ その他利用者の支援に関する事

(2) 就労継続支援B型 専用作業棟：「ワークプレイス」

- ① 事業所内外における就労の機会及び生産活動の機会の提供に関する支援
- ② 前項に基づき、知識、能力が高まった利用者に対する就労への移行に向けた支援
- ③ 社会的自立に向けて、地域生活を営むために必要な訓練・余暇活動の支援
- ④ その他利用者の支援に関する事

(3) 放課後等デイサービス

- ① 食事・排泄等の介護、日常生活上の支援
- ② 創作的活動の機会の提供
- ③ 前2項を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援
- ④ その他利用者の支援に関する事

(4) 日中一時支援

- ① 食事の提供・身辺介護・健康管理
- ② 利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するための必要な支援
- ③ 機能訓練及び社会適応訓練

(5) 特定相談支援事業 障害児相談支援事業

- ① 支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画案

を作成

支給決定または変更後、サービス事業者との連絡調整、計画の作成

- ② 支給決定後、厚生労働省で定める期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い

計画の

見直しを行う（モニタリング）

サービス事業者等の連絡調整、支給決定または支給決定の変更に係る申請の推奨

(6) 作業内容

・生活介護

- ① 菓子箱折り
- ② キット（CDボックス等）の袋入れ
- ③ 無料地域情報誌の配布
- ④ ネジへのワッシャーはめ

・就労継続支援B型

- ① 乾燥野菜・その他食品の袋詰め
- ② 染料を使用した自主製品づくり
- ③ 獣害対策用ワイヤーネットの設置
- ④ 書類の封入
- ⑤ 飲料自動販売機の商品充填・管理

7. 健康管理

年2回健康診断（但し放課後等デイサービス利用者は除く）

8. 防災計画

年2回防災訓練（放課後等デイサービス利用者は可能な際に別に行う）

9. 日 課

○生活介護 就労継続支援B型

| | | |
|-------------|--------|----|
| 9:45 | 開所 | |
| 10:00~10:10 | 朝の会 | |
| 10:10~12:00 | 作業・活動 | |
| 12:00~13:00 | 休憩 | |
| 13:00~15:00 | 作業・活動 | |
| 15:00~15:15 | 休憩 | |
| 15:15~15:40 | 作業・活動 | 掃除 |
| 15:40~15:45 | 終わりの会 | |
| 15:45~ | 送迎車 乗車 | |
| 16:00~ | 帰路出発 | |

○放課後等デイサービス（休業日）

| | | |
|-------------|--------|--|
| 9:00 | 開所 | |
| 9:00~9:10 | 朝の会 | |
| 9:10~12:00 | 活動 | |
| 12:00~13:00 | 昼食・休憩 | |
| 13:00~15:00 | 活動 | |
| 15:00~15:15 | 休憩 | |
| 15:15~16:45 | 活動・掃除 | |
| 16:45~16:55 | 終わりの会 | |
| 16:55~ | 送迎車 乗車 | |
| 17:00~ | 帰路出発 | |

○放課後等デイサービス（放課後支援）

| | | |
|-------------|----------|--|
| 14:30~ | 迎え（各学校へ） | |
| 15:00~15:30 | 送迎 | |
| 15:30~17:00 | 活動 | |
| 17:00~ | 帰路出発 | |

10. 資金計画

別紙収支予算書のとおり

令和 2 年度 社会福祉法人共働福祉会

福山共働センター事業計画

1. 所在地

広島県福山市御幸町上岩成 731

2. 利用定員

| | |
|------------|------|
| 生活介護 | 10 人 |
| 就労継続支援 B 型 | 20 人 |

3. 職員定数

・生活介護

| | | | |
|-----|---------|-----------|--------------|
| 管理者 | 1 人（兼務） | サービス管理責任者 | 1 人（兼務） |
| 看護師 | 1 人（兼務） | 生活支援員 | 8 人（内 1 名兼務） |
| 医師 | 1 人（嘱託） | | |

・就労継続支援 B 型

| | | | |
|----------|---------|-----------|---------|
| 管理者 | 1 人（兼務） | サービス管理責任者 | 1 人（兼務） |
| 生活支援員 | 1 人 | 職業指導員 | 3 人 |
| 目標工賃達成職員 | 1 人 | 医師 | 1 人（嘱託） |

4. 事業開始予定年月日

| | |
|------|-----------------|
| 事業開始 | 令和 2 年 4 月 1 日 |
| 事業完了 | 令和 3 年 3 月 31 日 |

5. 事業運営基本計画

1. 別紙年間活動計画書に基づき年間を通して目標を達成できるよう努める。
2. 防災避難訓練を年 2 回実施し、非常事態に備える。
3. 健康診断を年 2 回行い、健康管理を行う。
4. 職員研修をはじめ、各種研修会に参加し職員の質の向上に努める。
5. 各種苦情にも積極的に取り組み、利用者や家族に信頼される施設を目指す。
6. 住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、それぞれの能力に応じた支援計画を作成し支援する。

6. 利用者の処遇

1. 運営の方針

- (1) 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえて個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供するものとする。
- (2) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った障害福祉サ

ービスの提供に努めるものとする。

(3) 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(4) 前3項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」（平成17年11月7日法律第123号）、及び「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

2. 障害福祉のサービスの内容

(1) 生活介護

- ① 食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援
- ② 軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供
- ③ 前2項を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援
- ④ その他利用者の支援に関すること

(2) 就労継続支援B型

- ① 事業所における就労の機会及び生産活動の機会の提供に関する支援
- ② 前項に基づき、知識、能力が高まった利用者に対する就労への移行に向けた支援
- ③ 社会的自立に向けて、地域生活を営むために必要な訓練・余暇活動の支援
- ④ その他利用者の支援に関すること

3. 作業内容（生産活動）

(1) 生活介護

- ①キット BOX の袋詰め
- ②無料地域情報誌（プレスシード）の配布
- ③その他内職作業

(2) 就労継続支援B型

- ①ラジコンヘリコプター用部品の袋詰め
- ②軍手の検査・結束・機械仕上げ
- ③無料地域情報誌（プレスシード）の配布
- ④その他内職作業
- ⑤施設外就労

7. 健康管理

年2回健康診断（6月、12月）

8. 防災計画

年2回防災訓練（9月、3月）

9. 日 課

9：45 ～

開所

9：45～10：00

朝の会

| | |
|-----------------|----------|
| 10 : 00～11 : 00 | 作業・活動 |
| 11 : 00～11 : 15 | 休憩 |
| 11 : 15～12 : 00 | 作業・活動 |
| 12 : 00～13 : 00 | 休憩 |
| 13 : 00～14 : 30 | 作業・活動 |
| 14 : 30～14 : 45 | 休憩 |
| 14 : 45～15 : 30 | 作業・活動 |
| 15 : 30～16 : 00 | 清掃・終わりの会 |
| 16 : 00～ | 帰宅 |

10. 資金計画

別紙収支予算書のとおり

令和 2（2020）年度 社会福祉法人共働福社会

共同生活援助 ^{そら}宇宙 事業計画

1. 所在地

広島県福山市久松台 3 丁目 12 番 13 号

2. 利用定員

○障害福祉サービス事業

- ・共同生活援助 8 人
- ・短期入所 2 人

3. 職員定数

- ・共同生活援助 短期入所
 - 管理者 1 人（兼務）
 - サービス管理責任者 1 人（兼務）
 - 生活支援員 5 人（兼務）
 - 世話人 3 人（兼務）

4. 事業開始予定年月日

事業開始 2020 年 4 月 1 日

事業完了 2021 年 3 月 31 日

5. 事業運営基本計画

1. 住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、それぞれの能力に応じた支援計画を作成し支援する。
2. 防災避難訓練等を実施し、非常事態に備える。
3. 職員研修をはじめ、各種研修会に参加し職員の質の向上に努める。
4. 各種苦情にも積極的に取り組み、利用者や家族に信頼される施設を目指す。

6. 利用者の処遇

1. 運営の方針

- (1) 事業所は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活を営むべき住居をいう。共同生活援助において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものとする。
- (2) 指定共同生活援助の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町、他の指定障がい福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障がい者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- (3) 前 2 項の他、法及び「福山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成 24 年 9 月 28 日条例第 40 号）を遵守し、事業を実施するもの

とする。

2. 障害福祉のサービスの内容

(1) 共同生活援助

- ① 食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援
- ② 休日夜間における支援、緊急時の対応
- ③ 利用者に対する相談、余暇活動などの支援
- ④ 地域において、共同して自立した日常生活又は社会生活を営むための支援
- ⑤ その他利用者の支援に関すること

(2) 短期入所

- ① 食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援
- ② 休日夜間における支援、緊急時の対応
- ③ 利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて必要な保護
- ④ 利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むための支援
- ⑤ その他利用者の支援に関すること

7. 日課

| ○共同生活援助・短期入所（平日） | | ○共同生活援助・短期入所（休日） | |
|------------------|---------------|------------------|-------------|
| 7：00 | 起床・通所準備 | 7：00 | 起床・通所準備 |
| 8：00 | 朝食 | 8：00 | 朝食 |
| 9：30 | 通所送迎 乗車 通所 | 9：30 | 掃除・洗濯 余暇 |
| 16：10 | 通所送迎 降車 | 12：00 | 昼食 余暇 |
| 16：30 | 入浴・洗濯・余暇 | 16：30 | 入浴・余暇 |
| 18：00 | 夕食 | 18：00 | 夕食 |
| 19：00 | 入浴・洗濯・余暇 | 19：00 | 入浴・余暇 |
| 21：00 | 就寝 | 21：00 | 就寝 |
| 22：00 | 消灯 | 22：00 | 消灯 |

8. 資金計画

別紙収支予算書のとおり